

議案第 19 号

松阪市福祉事務所設置条例の一部改正について

松阪市福祉事務所設置条例（平成 17 年松阪市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

松阪市福祉事務所設置条例（平成 17 年松阪市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「松阪市福祉事務所」を「松阪市を所管区域とする福祉に関する事務所」に改める。

第 4 条中「市長が」の次に「別に」を加え、同条を第 5 条とする。

第 3 条中「次の課」を「必要な課及び係」に改め、同条中「福祉課

- (1) 障害者福祉に関する事項
- (2) 地域福祉に関する事項
- (3) 老人福祉に関する事項

こども未来課

- (1) 児童福祉に関する事項

家庭児童支援課

- (1) 児童発達に関する事項
- (2) 母子及び寡婦福祉に関する事項
- (3) 児童及び女性虐待に関する事項

保護課

- (1) 生活保護に関する事項

を削り、同条を第 4 条とする。

第 2 条中「社会福祉法に基づき」を削り、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（名称及び位置）

第 2 条 福祉事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 松阪市福祉事務所

位置 松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所内

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。